

## 10-11. 現金給与総額

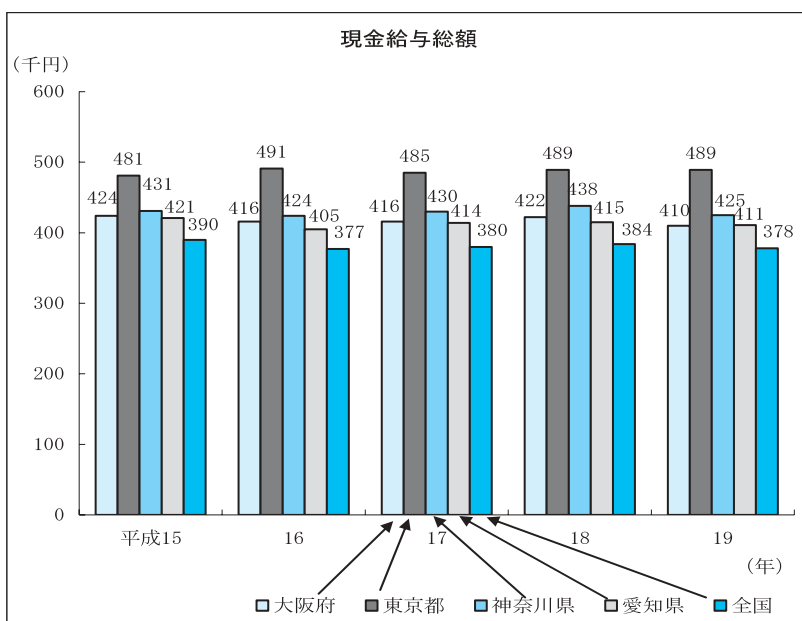
現金給与総額は、きまって支給する給与（定期給与）と特別に支払われた給与（特別給与）に分けられます。大阪府の現金給与総額（月額）は、平成16年に減少に転じ18年は増加したものの、19年に410千円と近年で最も低い水準にまで減少しています。

現金給与総額（月額）の推移（大阪府）（単位：千円）

| 年          | 平成15 | 16  | 17  | 18  | 19  |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 定期給与       | 333  | 328 | 329 | 329 | 321 |
| うち所定内給与    | 309  | 301 | 301 | 301 | 295 |
| 特別給与       | 91   | 88  | 87  | 93  | 89  |
| 合計（現金給与総額） | 424  | 416 | 416 | 422 | 410 |

（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

（注） 数値は従業者数30人以上の事業所のもの。



### きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含みます。

### 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発の事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 支給事由の発生が不定期なもの
- ③ 3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤手当等）
- ④ いわゆるペースアップの差額追給分